



改正後

現行

(削除)

種別	経費の種類		一般生活費以外の事業費																
	日額	月額	児童虐待	幼稚園	教育費	学校給食費	見学旅行費	入進学	特別育成費	夏季等特別	期末二時	職業補導費	就学支援費・ 大学進学等自 立生活支援費	児童	食費	冷暖房費	児童	予防接種費	
一時保護所	①一時保護された日から5日目まで (一般分) 4,230円 (乳児分) 5,720円	850円	幼稚園等の範囲に必要な入学金、保育料、制服等の実費ただし、就園補助費補助額を控除した額	(一般分) 小学校 2,170円 中学校 4,300円 特別支援学校の高等部 4,300円	(加算分) 1. 教材代の家費 2. 通学のための交通費の実費 3. 部活動に必要な道具代 4. 学習に必要な授業料、講習会費等の実費 5. 児童自立支援施設等の教材費 小学校該当児 200円 中学校該当児 280円 6. 特別支援学校の高等部入学に要する費用 61,150円 7. 特別支援学校の高等部在学児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等を受講するための経費 56,570円	その学校において徴収される実費	小学校 第6学年 21,670円 中学校 第3学年 60,300円 高等学校 第3学年 (特別支援学校高等部を含む。) 111,290円	小学校 第1学年 50,600円 中学校 第1学年 61,150円 高等学校 第3学年 57,400円	高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 中学校 (入学時) 33,910円 進学児童 61,150円	3,090円	5,370円	通所のための交通費実費教科書代等 4,940円					1級地 4,740円 2級地 4,470円 3級地 4,420円 4級地 3,530円 その他の地域 870円	予防接種費にかかるとる実費	
	②6日目から30日目まで (一般分) 1,170円 (乳児分) 1,180円																		
	③①及び②以外 (一般分) 1,070円 (乳児分) 1,930円																		

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額86,000円(専門里親は月額137,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム、自立援助ホーム等しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に43,820円が加算され、(4)里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,600円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が過亡したときには連れもどし費が支弁され、(6)助産施設入所者については、「給食報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき236,200円)、給食初産料、新生児介助料及び保険料が支弁される、(7)一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,500円が支弁され、(8)里親委託児童(一時保護委託を含む)であって別に定めるところにより定期的な通院が必要な場合、対象児童1人につき月額7,500円(専門里親は月額15,000円)が支弁され、(9)一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。